## 機構集積協力金交付事業の配分基準

## 1 配分の考え方

人・農地プランの実質化された地域又は実質化に取り組む地域に対して農地集 積・集約化を推進するため、地域集積協力金、集約化奨励金、経営転換協力金を配 分する。

## 2 配分基準

配分の優先順位は以下のとおりとする。

- (1) 地域集積協力金·集約化奨励金
  - ① 地域集積協力金と集約化奨励金に同一年度内に取り組む地域
    - ・地域集積協力金と集約化奨励金に同一年度内に取り組む地域に配分する。
    - ・地域集積協力金の機構の活用率 (注1) が大きい地域の順に配分する。
  - ② 集約化奨励金のみ
    - ・上記協力金・奨励金の併用を交付し、なお予算に余りがある場合、集約化奨 励金に配分する。
    - ・新たに団地化される面積(注2)が大きい地域の順に配分する。
  - ③ 地域集積協力金のみ
    - ・上記奨励金を交付し、なお予算に余りがある場合、地域集積協力金に配分する。
    - 「中山間地域」、「一般地域/中山間地域」、「一般地域」の順に配分する。
- (2) 経営転換協力金
  - ①地域集積協力金・集約化奨励金を交付し、なお予算に余りがある場合、経営転 換協力金に配分する。
  - ②予算残額が経営転換協力金の全体要望額に満たない場合、機構へ貸し付けた農地のうち、新たに担い手に集積される農地面積 (注3) が大きい交付対象者の順に配分する。
  - ③新たに担い手に集積される農地面積が0の交付対象者については、交付対象農 地面積が大きい交付対象者の順に配分する。

## 3 その他

予算残額が要望額よりも少なくなった時点で、その地域又は個人を最後に、配分 を終了する。

- (注1) 農地集積・集約化等対策事業実施要綱別記3-1第5の4の(1)による。
- (注2) 同要綱別記3-1第6の3の(2) の注2による
- (注3) 同要綱別記3-1第5の3の(1) のアの注2による。